

平成29年度
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米 子 市

目 次

1	情報公開制度		
(1)	公文書公開等決定件数	1	
(2)	年度別公文書公開等決定件数	3	
(3)	公文書公開請求の処理状況	4	
2	個人情報保護制度		
(1)	各種請求に対する年度別決定件数	13	
(2)	各種請求の処理状況	15	
(3)	個人情報取扱事務の届出	17	
(4)	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）	17	
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況		
(1)	概要	18	
(2)	会議の開催回数	18	
(3)	開催内容等	18	
(4)	審査会委員	19	
4	外郭団体の情報公開制度		
(1)	制定・施行団体	19	
(2)	処理状況	19	
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度		
(1)	情報公開制度	20	
(2)	個人情報保護制度	20	
(3)	米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	20	
	《資料1》米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成29年度答申第1号	21
	《資料2》米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成29年度答申第2号	32

1 情報公開制度

平成29年度は、117件の公文書公開請求がありました。

主な請求内容は、建築計画概要書、各種会議録等に関するもの等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 公文書公開等決定件数

ア 所管課別

(平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分)

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
【市長】	16	90	8 (5)	1	1	116
総務部	3	5	3 (1)	-	-	11
秘書広報課	-	-	-	-	-	-
総務管財課	2	1	1 (1)	-	-	4
防災安全課	-	-	-	-	-	-
行政経営課	-	-	-	-	-	-
職員課	1	1	2	-	-	4
財政課	-	-	-	-	-	-
入札契約課	-	-	-	-	-	-
市民税課	-	-	-	-	-	-
固定資産税課	-	-	-	-	-	-
収税課	-	-	-	-	-	-
検査専門員	-	3	-	-	-	3
企画部	5	2	-	-	-	7
企画課	3	2	-	-	-	5
地域政策課	2	-	-	-	-	2
情報政策課	-	-	-	-	-	-
地方創生推進課	-	-	-	-	-	-
市民自治推進課	-	-	-	-	-	-
市民人権部	2	10	5 (4)	-	1	18
市民相談課	-	-	-	-	-	-
市民課	1	-	-	-	-	1
保険年金課	-	-	-	-	-	-
環境政策課	1	10	5 (4)	-	1	17
環境事業課	-	-	-	-	-	-
保険年金課	-	-	-	-	-	-
人権政策課	-	-	-	-	-	-
男女共同参画推進課	-	-	-	-	-	-
福祉保健部	-	-	-	-	-	-
福祉政策課	-	-	-	-	-	-
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	-	-	-	-	-
長寿社会課	-	-	-	-	-	-
こども未来課	-	-	-	-	-	-
健康対策課	-	-	-	-	-	-
経済部	1	2	-	1	-	4
経済戦略課	-	-	-	-	-	-
商工課	1	2	-	1	-	4
観光課	-	-	-	-	-	-
農林課	-	-	-	-	-	-
水産振興室	-	-	-	-	-	-

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
建設部	5	70	-	-	-	75
建設企画課	-	-	-	-	-	-
都市計画課	-	1	-	-	-	1
土木課	-	-	-	-	-	-
維持管理課	1	-	-	-	-	1
建築住宅課	-	-	-	-	-	-
建築指導課	4	69	-	-	-	73
下水道部	-	-	-	-	-	-
下水道企画課	-	-	-	-	-	-
下水道営業課	-	-	-	-	-	-
整備課	-	-	-	-	-	-
施設課	-	-	-	-	-	-
淀江支所	-	1	-	-	-	1
地域生活課	-	1	-	-	-	1
よどえまちづくり推進室	-	-	-	-	-	-
会計課	-	-	-	-	-	-
【教育委員会】	-	-	-	-	-	-
教育総務課	-	-	-	-	-	-
学校教育課	-	-	-	-	-	-
生涯学習課	-	-	-	-	-	-
文化課	-	-	-	-	-	-
体育課	-	-	-	-	-	-
学校給食課	-	-	-	-	-	-
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	-	-	-	-	-
【農業委員会】	-	1	-	-	-	1
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	-	-	-	-	-	-
合 計 ※	16	91	8 (5)	1	1	117

イ 請求者区分別 (平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分)

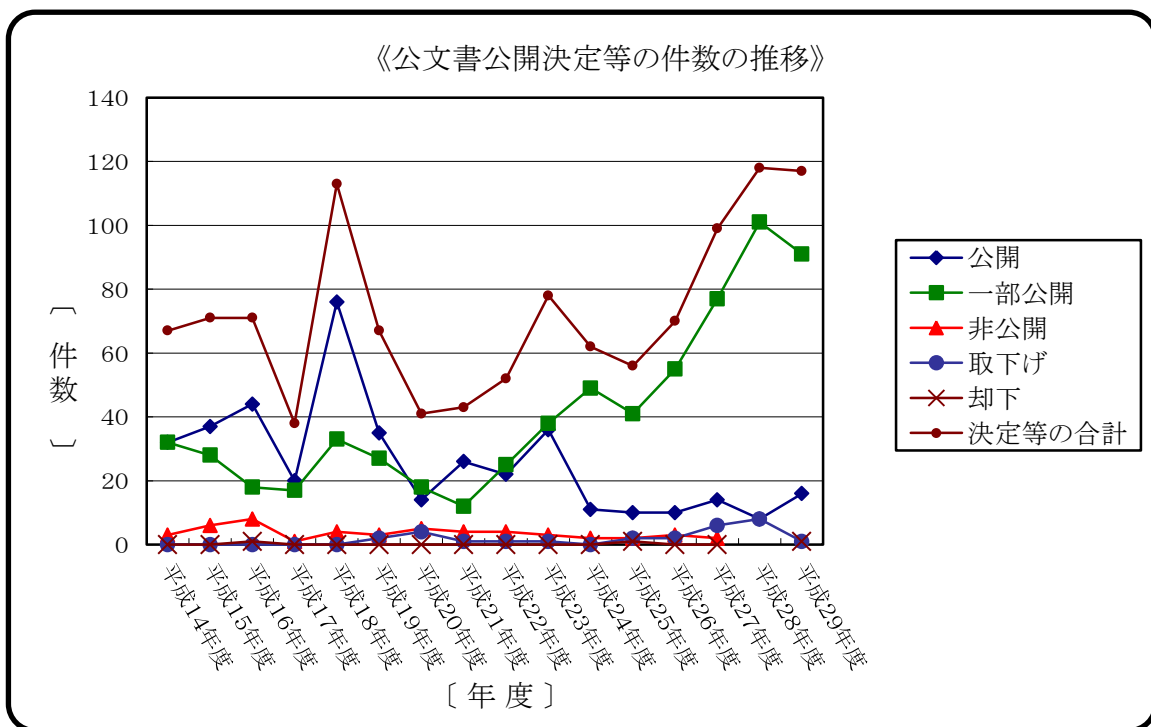
請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	11	29	8 (5)	-	1	49
	法 人	2	35	-	-	-	37
市 外	個 人	2	13	-	-	-	15
	法 人	1	14	-	1	-	16
合 計 ※		16	91	8 (5)	1	1	117

※ 一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがある場合、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分)

区分 年度	決定等内訳					合計
	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成14年度	32	32	3 (3)	-	-	67
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41
平成21年度	26	12	4 (4)	1	-	43
平成22年度	22	25	4 (2)	1	-	52
平成23年度	36	38	3 (2)	1	-	78
平成24年度	11	49	2 (2)	-	-	62
平成25年度	10	41	2 (2)	2	1	56
平成26年度	10	55	3 (3)	2	-	70
平成27年度	14	77	2 (2)	6	-	99
平成28年度	8	101	1	8	-	118
平成29年度	16	91	8 (5)	1	1	117



(3) 公文書公開請求の処理状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分)

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の 理由	備考
1	H29. 4. 3	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 4. 5	個人情報 法人情報	
2	H29. 4. 5	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 4. 7	個人情報 法人情報	
3	H29. 4. 5	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	公開	H29. 4. 6		
4	H29. 4. 5	個人（市内）	地域生活課	平成29年3月13日に提出した「地域審議会開催のお願い」を受けて、平成29年3月24日付け「地域審議会の開催について」の送付に至るまでの過程に関する文書一切	一部公開	H29. 4. 13	個人情報	
5	H29. 4. 13	個人（市内）	総務管財課	米子市役所新庁舎、駐車場、第2庁舎の土地賃貸借契約書のうち現在の契約状況の分かるもの	一部公開	H29. 4. 28	個人情報	
6	H29. 4. 13	個人（市内）	環境政策課	平成29年3月16日に一部公開決定した公文書のうち公開しないと決定した部分（鳥取県環境管理事業センター職員の職名及び氏名）	却下	H29. 5. 12		
7	H29. 4. 14	個人（市内）	環境政策課	淀江産業廃棄物最終処分場に係る別紙に記載の説明会の記録（事業主体が配布した資料を除く。）	一部公開	H29. 5. 12	個人情報 法人情報	決定期限延長
8	H29. 4. 14	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 4. 18	個人情報	
9	H29. 4. 19	個人（市内）	商工課	平成29年4月3日に米子市商工課が鳥取県労働局職業安定部に対して電話照会を行った記録	一部公開	H29. 4. 25	個人情報	
10	H29. 4. 21	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 4. 25	個人情報 法人情報	
11	H29. 4. 25	個人（市内）	職員課	別紙議事録に記載されている元職員から公平委員会へ提出され、その後公平委員会から市長に送付された書類	非公開	H29. 5. 8	存否不応答	
12	H29. 4. 28	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 5. 8	個人情報	
13	H29. 5. 2	個人（市内）	総務管財課	2016年10月13日に開催された指定管理者候補者選定委員会について、米子市勤労青少年ホームに係る部分の音声データ	公開	H29. 5. 16		
14	H29. 5. 10	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 5. 17	個人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
15	H29. 5. 11	法人（市内）	職員課	(1)2016年3月 市発注の道路工事を巡る贈収賄事件で、贈賄業者側から金品等が市職員・OB職員に送付されたことに関する内容 (2)2016年3月 市発注の道路工事を巡る贈収賄事件で、(1)に関する市職員・OB職員に対して、この件での調査・再調査を実施した際の内容書類	一部公開	H29. 5. 26	個人情報	
16	H29. 5. 15	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 5. 22	個人情報	
17	H29. 5. 16	個人（市内）	職員課	別紙議事録に記載されている元職員から公平委員会へ提出され、その後公平委員会から市長に送付された書類の内、〇〇（個人）又は〇〇（法人名）名義で購入した贈答品の品目及びその配送先を記入した「贈答品配送先一覧」で配送先（受取主）の把握している職業が議員であるものの一覧部分	非公開	H29. 5. 31	存否不応答	
18	H29. 5. 17	個人（市内）	商工課	米子市勤労青少年ホームの平成29年4月1日から平成32年3月31日の間の指定管理業務に応募した旭ビル管理（株）の応募書類のうち施設の管理業務に係る職員体制における職員数が記載されているページ及び継続雇用及び労働条件の維持について管理運営体制の構築スケジュールがわかる部分	公開	H29. 5. 30		
19	H29. 5. 18	個人（市内）	建築指導課	次の簿冊につづられている書類 （環境プラント工業㈱関連のもの） (1)環境プラント工業一般廃棄物第二最終処分場竣工図（1） (2)環境プラント工業一般廃棄物第二最終処分場竣工図（2） (3)昭和48年度起 土地開発等に係る開発協定綴（No. 1） (4)平成8年度起 土地開発等に係る開発協定綴（No. 2） (5)開発行為変更許可申請書（環境プラント工業㈱） (6)淀江第2最終処分場Ⅱ期工事変更許可申請書（環境プラント工業㈱） (7)環境プラント工業第2不燃物最終処分場変更開発協定書（平成9年8月28日）に伴う変更開発実施計画書（環境プラント工業㈱）	一部公開	H29. 7. 3	個人情報 法人情報	決定期限延長
20	H29. 5. 22	個人（市内）	総務管財課	(1)淀江町小波の一般廃棄物処分場及び産業廃棄物処分場の市有地の貸付状況の分かる書類（使用料収入を含む） (2)上記(1)の土地に係る第1～3の計画地の法定外公共物のリスト及び処分年月日並びに処分状況の分かる書類	非公開	H29. 6. 5	文書不存在	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の 理由	備考
21	H29. 5. 22	個人（市内）	企画課	市長事務引継書（平成29年4月）	一部公開	H29. 7. 4	個人情報 法人情報	決定期限延長
22	H29. 5. 26	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 5. 29	個人情報 法人情報	
23	H29. 5. 26	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 5. 29	個人情報	
24	H29. 5. 30	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 6. 2	個人情報	
25	H29. 5. 31	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 6. 2	個人情報	
26	H29. 6. 2	個人（市内）	地域政策課	鳥取大学医学部との協議機関の意見交換会議事録について （設立以降3回分）	公開	H29. 6. 12		
27	H29. 6. 2	個人（市内）	環境政策課	(1)米子市〇〇（地名）地内にある〇〇（法人名）の悪臭について、近隣住民より寄せられた苦情に係る過去5年間に おける各年の件数が記載された文書及び苦情処理報告記録 (2)平成25年度より平成29年5月31日までの間において、〇〇 （法人名）の悪臭に対する指導を行った内容及び回数が 記載された文書、施設改善による立入を行った際の文書 記録と〇〇（法人名）の改善報告及び改善内容が記載 された文書 (3)〇〇（法人名）の悪臭、水質検査等による苦情に対して 鳥取県との情報交換を行った内容が記載された文書	非公開	H29. 6. 15	法人情報 文書不存在	
28	H29. 6. 8	個人（市内）	企画課	「市長事務引継書（平成29年4月）」の「処分未済若しくは 未着手の事項又は将来企画すべき事項に関する処理順序、 方法及び意見」のうち、環境政策課所管の 「淀江産業廃棄物管理型最終処分場の対応について」	公開	H29. 6. 16		
29	H29. 6. 12	個人（市内）	環境政策課	淀江産廃処分場に関して、関係自治体と米子市との間で 交わされた文書一切（平成26年度以降）	非公開	H29. 6. 26	文書不存在	
30	H29. 6. 15	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 6. 20	個人情報	
31	H29. 6. 15	法人（市内）	建築指導課	市街化調整区域の建築物の建築等について（回答）に 係る審査表及び資料	公開	H29. 6. 20		
32	H29. 6. 19	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 6. 21	個人情報	
33	H29. 6. 23	法人（市内）	都市計画課	屋外広告許可申請書一覧、電柱広告一覧	一部公開	H29. 6. 27	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の 理由	備考
34	H29. 6. 29	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 7. 4	個人情報	
35	H29. 6. 30	個人（市内）	企画課	平成29年3月以降に開催された庁議に関する資料	公開	H29. 8. 8		決定期限延長
36	H29. 7. 4	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 7. 6	個人情報	
37	H29. 7. 6	法人（市内）	建築指導課	市街化調整区域の建築物の建築等について（回答）に係る 審査表及び資料	公開	H29. 7. 7		
38	H29. 7. 6	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 7. 7	個人情報	
39	H29. 7. 10	個人（市内）	地域政策課	鳥取大学医学部との協議機関の意見交換会議事録について （設立以降3回分）	公開	H29. 7. 14		
40	H29. 7. 11	個人（市内）	維持管理課	側溝蓋の設置基準文書の写しの交付	公開	H29. 7. 25		
41	H29. 7. 13	個人（市内）	環境政策課	淀江産業廃棄物最終処分場に係る別紙に記載の説明会の記録 （事業主体が配布した資料を除く。）	一部公開	H29. 7. 20	個人情報 法人情報	
42	H29. 7. 20	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 7. 24	個人情報 法人情報	
43	H29. 7. 24	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 7. 26	個人情報	
44	H29. 7. 25	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 7. 27	個人情報	
45	H29. 7. 27	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 7. 31	個人情報	
46	H29. 7. 27	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 1	個人情報 法人情報	
47	H29. 8. 1	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 1	個人情報 法人情報	
48	H29. 8. 1	個人（市内）	総務管財課	平成28年度第2回（10月13日）米子市指定管理者候補者選定 委員会の録音データのうち米子市勤労青少年ホームに係る 部分の音声データ	公開	H29. 8. 3		
49	H29. 8. 2	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 4	個人情報	
50	H29. 8. 2	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 4	個人情報	
51	H29. 8. 8	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 10	個人情報	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の 理由	備考
52	H29. 8. 9	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 10	個人情報	
53	H29. 8. 10	個人（市内）	企画課	平成28年3月、4月、8月、9月に開催された庁議に関する資料	一部公開	H29. 8. 31	法人情報	決定期限延長
54	H29. 8. 16	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 17	個人情報	
55	H29. 8. 23	個人（市外）	市民課	市民課が保有する国籍別・男女別・年齢別・外国人住民数 （平成28年12月31日現在）	公開	H29. 8. 24		
56	H29. 8. 25	個人（市内）	職員課	2017年3月に鳥取地方検察庁米子支部の記録集の閲覧に 関する資料全て	公開	H29. 8. 25		
57	H29. 8. 28	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 30	法人情報	
58	H29. 8. 28	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 8. 30	個人情報	
59	H29. 8. 31	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 4	個人情報 法人情報	
60	H29. 9. 5	法人（市内）	建築指導課	市街化調整区域の建築物の建築等についての申請書、 回答書、資料及び審査表	一部公開	H29. 9. 13	個人情報 法人情報	
61	H29. 9. 7	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 11	個人情報	
62	H29. 9. 11	個人（市内）	環境政策課	平成29年8月5日に〇〇自治会、〇〇自治会会長会に対して 行われた淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に関する 説明会の報告 （事業者が配布した資料のうち資料1、資料2を除く。）	一部公開	H29. 10. 6	個人情報	決定期限延長
63	H29. 9. 14	法人（市外）	商工課	米子市勤労青少年ホーム内部改修工事	取下	H29. 9. 27		
64	H29. 9. 14	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 15	個人情報	
65	H29. 9. 14	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 15	個人情報 法人情報	
66	H29. 9. 15	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 19	個人情報 法人情報	
67	H29. 9. 21	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 22	個人情報 法人情報	
68	H29. 9. 22	個人（市内）	環境政策課	鳥取県から平成29年9月20日付けで淀江産廃関係で、米子市 に対し意見照会された文書	一部公開	H29. 10. 17	個人情報 法人情報	決定期限延長

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の 理由	備考
69	H29. 9. 25	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 27	個人情報 法人情報	
70	H29. 9. 25	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 27	個人情報	
71	H29. 9. 26	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 27	個人情報	
72	H29. 9. 27	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 9. 28	個人情報 法人情報	
73	H29. 9. 29	個人（市内）	環境政策課	淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画に関する 関係自治会等へのヒアリングの記録	公開	H29. 10. 13		
74	H29. 10. 10	個人（市内）	環境政策課	平成29年9月11日に開催された平成29年度淀江校区 連合自治会長第1回研修会における淀江産業廃棄物管理型 最終処分場の事業計画の説明に係る報告書 (事業主体が配布した資料を除く。)	一部公開	H29. 11. 1	個人情報	決定期限延長
75	H29. 10. 16	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 10. 18	個人情報	
76	H29. 10. 16	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 10. 18	個人情報 法人情報	
77	H29. 10. 17	個人（市内）	環境政策課	(1)平成29年9月29日付けで〇〇(個人)が行った公文書公開 請求について、同年10月11日に米子市職員と電話で 〇〇(個人)が「公開請求を取り下げる」旨の発言を されたとの書面を同月14日に受領されたことに対し、 〇〇(個人)と前述の米子市職員とが電話で話をした際の ヒアリング記録又はメモ (2)米子市が開始されたという淀江産業廃棄物管理型最終 処分場に関する自治会からの聞き取りの記録 (3)公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが関係自治会に 配布した「実施状況報告書(案)」及び配布資料一式と 同じもので、米子市が聞き取りの資料として受領した もの。	一部公開	H29. 11. 1	存否不応答 個人情報 法人情報 文書不存在	
78	H29. 10. 23	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 10. 25	個人情報	
79	H29. 10. 24	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 10. 30	個人情報	
80	H29. 10. 26	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 10. 30	個人情報	
81	H29. 10. 26	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 10. 30	個人情報	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の 理由	備考
82	H29. 10. 30	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 10. 31	個人情報	
83	H29. 11. 7	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 11. 8	個人情報	
84	H29. 11. 8	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 11. 9	個人情報	
85	H29. 11. 14	個人（市内）	環境政策課	淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画に関し、 (1)平成29年11月6日に開催された米子市議会全員協議会における市議との質疑応答の中で伊木市長は、「今日は反対派の意見のみがあったが、市長のところには多くの賛成意見が寄せられている」との答弁をしており、その文書による要請 (2)伊木市長によると、関係住民である関係500m以内に存在する16事業体のうち賛成を表明している事業体も多くあるはずであり、賛成を示すその文書	非公開	H29. 11. 28	文書不存在	
86	H29. 11. 14	個人（市内）	環境政策課	平成29年11月6日に開催された米子市議会全員協議会における議員との質疑応答について米子市当局は〇〇自治会のこの状況を県当局に伝えるとの答弁があり、県へ提出された当該事項に関する公文書	非公開	H29. 11. 28	文書不存在	
87	H29. 11. 14	個人（市内）	環境政策課	弊信（平成29年8月18日付け）にて、〇〇自治会の半数以上の43世帯103名の署名を添えて事業センター作成の見解書（2）の説明会を開催するようセンター理事長をご指導するよう、米子市長へ要請しておりました。 米子市長は公文書にて事業センター理事長に対して、何らかの対応を取られたことと思いますので、その公文の開示をお願いします。	非公開	H29. 11. 28	存否不応答	
88	H29. 11. 15	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 11. 16	個人情報	
89	H29. 11. 17	個人（市内）	環境政策課	(1)平成29年10月30日付け環政起第3016号-3により鳥取県へ送付した「関係住民への対応について」の写し (2)平成29年10月30日付け環政起第3016号-4により公益財団法人鳥取県環境管理事業センターへ送付した「関係住民への対応について」の写し	一部公開	H29. 12. 1	個人情報	
90	H29. 11. 24	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 11. 27	個人情報	
91	H29. 11. 24	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 11. 27	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の 理由	備考
92	H29. 12. 1	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 12. 4	個人情報	
93	H29. 12. 6	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	公開	H29. 12. 7		
94	H29. 12. 8	個人（市内）	環境政策課	平成25年12月22日に〇〇自治会に対して行われた 淀江産業廃棄物管理型最終処分場に関する説明会の 質疑応答に関する記録及び事業主体が配布した資料	一部公開	H29. 12. 19	個人情報 法人情報	
95	H29. 12. 8	個人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 12. 11	個人情報	
96	H29. 12. 8	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H29. 12. 11	個人情報	
97	H29. 12. 12	個人（市内）	環境政策課	淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画について 次に掲げる説明会の質疑応答に関する記録 (事業主体、住民が配布した資料を除く) (1)平成24年11月4日開催 〇〇、〇〇自治会 (2)平成25年2月17日開催 〇〇、〇〇自治会 (3)平成25年7月6日開催 〇〇、〇〇自治会 (4)平成26年2月2日開催 〇〇自治会 (5)平成28年7月30日開催 〇〇自治会 (6)平成29年2月19日開催 〇〇自治会	一部公開	H29. 12. 19	個人情報 法人情報	
98	H29. 12. 15	個人（市内）	環境政策課	淀江産廃関係の下記の鳥取県廃棄物審議会の傍聴記録 (1)平成28年12月16日 (2)平成29年6月7日 (3)平成29年11月20日	一部公開	H29. 12. 25	文書不存在	
99	H30. 1. 15	法人（市内）	検査専門員	平成29年度 米原九丁目枝線その6工事 (1)工事成績採点表（様式 土1-1）、 (2)考察項目別運用表（様式 土3）	一部公開	H30. 1. 17	法人情報	
100	H30. 1. 16	法人（市内）	検査専門員	平成29年度 高瀬第二幹線その2工事 (1)工事成績採点表（―〃―）、 (2)考察項目別運用表（―〃―）	一部公開	H30. 1. 17	法人情報	
101	H30. 1. 17	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 1. 18	個人情報	
102	H30. 1. 18	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 1. 19	法人情報	
103	H30. 1. 23	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 1. 24	個人情報	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の 理由	備考
104	H30. 1. 24	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 1. 25	個人情報	
105	H30. 2. 16	法人（市内）	検査専門員	平成29年度 車尾南二丁目枝線工事 (1)工事成績採点表（一〃一）、 (2)考查項目別運用表（一〃一）	一部公開	H30. 2. 26	法人情報	
106	H30. 2. 19	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 2. 22	個人情報	
107	H30. 2. 19	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 2. 22	個人情報	
108	H30. 3. 2	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 3. 6	個人情報 法人情報	
109	H30. 3. 5	個人（市内）	商工課	(1)米子市勤労青少年ホームに関する平成29年6月29日に開かれた利用者会議に関する議事録等の資料 (2)米子市勤労青少年ホームに関して、旭ビル管理(株)が指定管理への応募のために提出した事業計画書別添書類のうちの「(13)モニタリング基本方針」	一部公開	H30. 3. 14	個人情報 文書不存在	
110	H30. 3. 8	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 3. 13	個人情報	
111	H30. 3. 8	個人（市外）	農業委員会事務局	農地法第3条・第4条・第5条の各申請書及び委任状	一部公開	H30. 4. 5	個人情報 法人情報	決定期限延長
112	H30. 3. 12	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 3. 14	法人情報	
113	H30. 3. 12	法人（市内）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 3. 14	個人情報	
114	H30. 3. 14	法人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 3. 15	個人情報	
115	H30. 3. 20	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 3. 22	個人情報 法人情報	
116	H30. 3. 21	個人（市内）	企画課	2014年以降、議会各会派から市の執行部に対して出された「会派要望」に関する書類と、それに対して執行部がどのように対応したかに関する文書全て	公開	H30. 3. 30		
117	H30. 3. 28	個人（市外）	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H30. 3. 29	個人情報 法人情報	

2 個人情報保護制度

平成29年度は、11件の保有個人情報開示請求がありました。

主な請求内容は、住民票の写し等交付申請書、戸籍・身分証明書等交付申請書等でした。

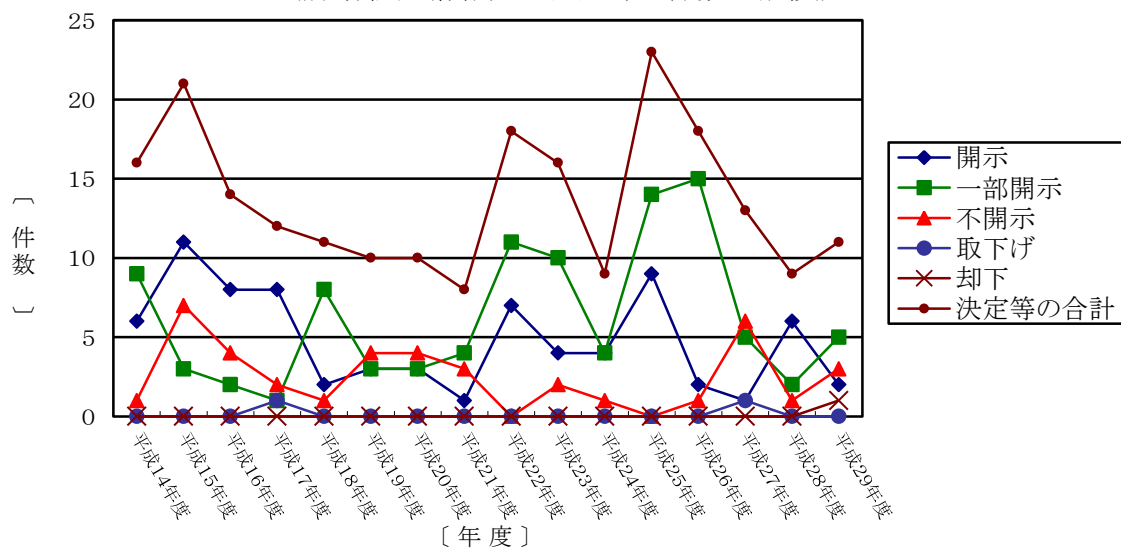
請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成14年度	6	9	1 (1)	-	-	16
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	3	4 (3)	-	-	10
平成21年度	1	4	3 (3)	-	-	8
平成22年度	7	11	-	-	-	18
平成23年度	4	10	2 (2)	-	-	16
平成24年度	4	4	1 (1)	-	-	9
平成25年度	9	14	-	-	-	23
平成26年度	2	15	1 (1)	-	-	18
平成27年度	1	5	6 (6)	1	-	13
平成28年度	6	2	1 (1)	-	-	9
平成29年度	2	5	3 (2)	-	1	11

《保有個人情報開示決定等の件数の推移》



イ 請求区分：訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分 年度	決定等内訳												取下げ	却下	合計
	訂正			利用の停止 (目的外利用 の中止)			消去 (削除)			提供の停止 (外部提供の 中止)					
	全部訂正	一部訂正	請求棄却	全部削除	一部削除	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却			
平成14年度	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	6
平成15年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※（ ）内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

(2) 各種請求の処理状況（請求区分：開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止）

（平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分）

No	受付年月日	請求区分	請求内容	所管課	決定年月日	決定区分 (不開示の理由)
1	H29.4.19	開示	米子市に保有している請求者に係る「住民基本台帳事務等における支援措置申出書」の中に、請求者の氏名、生年月日、住所、その他等の自己情報の全ての開示	市民課	H29.4.27	不開示 (存否不相当)
2	H29.4.19	開示	米子市が保有する、請求者(委任者)に係る自己情報(請求者(委任者)の氏名、性別、生年月日、電話番号等)の開示	市民課	H29.5.18	却下 (代理申請の要件を満たさないため)
3	H29.5.1	開示	請求者のH29年4月1日からH29年4月30日までに交付された住民票の写し等交付申請書	市民課	H29.5.2	不開示 (不存在)
4	H29.7.3	開示	請求者の平成29年4月1書日から平成29年7月1日までに交付された戸籍全部事項証明の職務上請求による戸籍等交付申請書	市民課	H29.7.4	一部開示 (第三者の個人情報)
5	H29.10.24	開示	請求者の平成25年4月1日から平成29年10月23日までに交付された戸籍の交付申請書(公用は除く)	市民課	H29.10.27	開示
6	H29.11.21	開示	請求者の平成29年7月1日から平成29年11月20日までに交付された住民票の写し及び戸籍の附票の交付申請書	市民課	H29.11.28	開示
7	H29.11.29	開示	請求者の平成29年11月21日に交付された戸籍全部事項証明の交付申請書	市民課	H29.12.6	一部開示 (第三者の個人情報)

8	H30.1.5	開示	請求者の平成 29 年 11 月 20 日に交付された改製原戸籍謄本の職務上請求による戸籍等交付申請書	市民課	H30.1.15	一部開示 (第三者の個人情報及び事業を営む個人に関する情報)
9	H30.1.18	開示	請求者の平成 28 年 7 月 7 日から平成 30 年 1 月 13 日までに交付された住民票・戸籍・戸籍附票の全て(委任状及び職務上請求)の交付申請書	市民課	H30.1.26	一部開示 (第三者の個人情報)
10	H30.2.9	開示	請求者の平成 30 年 2 月 2 日に交付された改製原戸籍謄本の職務上請求による戸籍謄本等交付申請書	市民課	H30.2.15	一部開示 (第三者の個人情報及び事業を営む個人に関する情報)
11	H30.2.14	開示	請求者の養子(未成年者)の平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 13 日までに交付された戸籍の交付申請書(公用は除く)	市民課	H30.2.21	不開示 (不存在)

なお、上記のうち、市外の請求者からの請求は 0 件でした。

(3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 869件

(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（27件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（10件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（18件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（15件）

※個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

7回

(3) 開催内容等

米子市情報公開条例に基づく実施機関の下記の諮問に応じ、公文書の一部公開決定及び非公開決定に対する審査請求に関する事項の調査審議を行いました。

No	諮問受付 年月日	趣 旨	所管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	H29. 2. 16	<p>次の公文書の公開請求に対し、一部公開決定及び非公開とした処分を取り消し、公開を求める審査請求について</p> <p>① 平成28年の〇〇（法人）に関する贈収賄事件に関連して、職員に対する金品の送りつけについての聞き取りの結果に関する文書一切</p> <p>② 平成28年の〇〇（法人）に関する贈収賄事件に関連して、職員に対する金品の送りつけの聞き取り調査にあたり、送りつけに関して9月9日本会議で総務部長が言及した「信憑性のある情報」に関する文書</p>	職員 課	H29. 7. 20 一部公開 (資料1 参照)	審査会の 答申を尊 重し、一部 公開をし た。

No	諮問受付 年月日	趣 旨	所管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
2	H29. 11. 13	次の保有個人情報の開示請求に対し、存否不応答とした処分を取り消し、開示を求める審査請求について 米子市に保有している開示請求者に係る「住民基本台帳事務等における支援措置申出書」の中の、請求者の氏名、生年月日、住所、その他等の自己情報全て	市民 課	H30. 2. 13 棄却 (資料2 参照)	審査会の 答申を尊 重し、棄却 した。

(4) 審査会委員

平成30年3月31日現在

役 職	氏 名	職 名 等
(会長職務代理)	網 崎 孝 志	大学教授
	井 上 留美子	地方裁判所調停委員
会 長	佐 藤 匡	大学准教授
	鈴 谷 崇	弁護士
	宮 邊 満	元中学校校長

(アイウエオ順)

4 外郭団体の情報公開制度

(1) 制定・施行団体 8団体

ア 米子市が資本金（出資金）を1/2以上出資（出捐）している法人

社会福祉法人米子福祉会

一般財団法人米子市開発公社

一般財団法人米子市生活環境公社

一般財団法人米子市文化財団

イ ア以外の法人

公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

一般財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

(2) 処理状況

公開請求等はありませんでした。

5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

(3) 米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況 会議の開催回数 0回

《 資 料 1 》

答 申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定及び非公開決定に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成28年9月27日付けで米子市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分及び非公開決定処分（職起第1340号-3。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人（以下「請求人」という。）が同年12月26日付けで行い、実施機関が同日付けで受け付けた、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり判断する。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分のうち、以下の部分については公開すべきであるが、その他の部分については実施機関が非公開とした処分は妥当である。

- (1) 「平成28年3月事情聴取結果（平成28年3月24日決裁）」のうち、次の部分
「事情聴取結果報告書」中、金品を受け取った時期及び回数に該当する記載部分
- (2) 「職員等に対する事情聴取の結果について（平成28年9月1日決裁）」のうち次の部分
「事情聴取結果報告」の「別表」の表中、「現所属」欄の上から15段目、16段目及び17段目の記載部分

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件公文書公開請求

請求人は、平成28年9月12日、実施機関に対し、次の公文書の写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

〔公開請求をする公文書〕

ア 平成28年の平井工業に関する贈収賄事件（以下「本件贈収賄事件」という。）に関連して、職員に対する金品の送りつけについての聞き取りの結果に関する文書一切

イ 本件贈収賄事件に関連して、職員に対する金品の送りつけの聞き取り調査にあたり、送りつけに関して9月9日本会議で総務部長が言及した「信憑性のある情報」に関する文書（以下「当該根拠資料」という。）

(2) 本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成28年9月27日、次のとおり公文書一部公開決定及び非公開決定処分を行い、請求人に通知した。

〔公開する公文書〕

- ア 平成28年3月事情聴取結果（平成28年3月24日決裁）（以下「3月聴取結果」という。）
- イ 職員等に対する事情聴取の結果について（平成28年9月1日決裁）（以下「8月聴取結果」という。）

〔公開しないと決定した部分〕

- ア 3月聴取結果のうち、「事情聴取結果報告書」の「6(4)聴取結果」中、所属名、職名及び氏名並びに金品を受け取った時期及び回数
- イ 8月聴取結果のうち、「事情聴取結果報告」の「1対象者」のうち、職員に対する事情聴取の対象者を特定する根拠となった資料の名称（以下「当該根拠資料の名称」という。）
- ウ 8月聴取結果のうち、「事情聴取結果報告」の「別表」の表中、所属名、職名及び氏名
- エ 当該根拠資料（全9ページ）

〔一部又は全部を公開しない理由〕

- ア 所属名、職名、氏名並びに金品を受け取った時期及び回数について、米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- イ 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称について、条例第7条第1号に該当し、個人に関する情報であって、これらに記載された内容を公にすることにより、当該根拠資料の入手方法及び入手先が明らかになり、それに係る特定の個人が識別されることとなるため。

また、条例7条第7号カに該当し、これらに記載された内容を公にすることにより、当該根拠資料の入手に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。

〔一部又は全部を公開しない理由が消滅する時期〕

なし。

(3) 本件審査請求

請求人は、本件処分を不服とし、平成28年12月26日、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(4) 本件審査請求に対する弁明

実施機関は、平成29年1月23日付けで、弁明書を作成し、同月27日付けでこれを審査請求人に送付した。

(5) 弁明に対する反論

審査請求人は、平成29年2月13日付けで、実施機関に反論書の提出をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件処分の対象となった公文書を公開するとの決定を求める。

4 請求人の主張の趣旨

請求人の主張の趣旨は、次のとおりである。

(1) 所属名、職名、氏名並びに金品を受け取った時期及び回数については、以下の理由により公開すべきである。

ア これらは、公務員の情報であり、職務に関連しての行為の結果であり、条例第7条第1号に該当する非公開とする個人情報ではない。

今回の金品の送りつけの場合、少なくとも送った事業者側は、何らかの職務権限を持っている公務員であるということを前提に送っている。また、米子市職員倫理規程（平成28年4月11日付け改正前の米子市職員倫理規程。以下「倫理規程」という。）第6条第4号により、職員は、関係事業者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない旨が定められているのであるから、関係事業者から金品等の送りつけがあった場合は、現物の返却、受け取りの拒否又は同等品の返送等、「公務員の職務」として対応しなければならない。

イ 今回の金品の送りつけの有無及び送りつけを受けた後の対応に関して、実施機関は倫理規程に照らしても何ら問題はないと市議会という公の場で発言しており、これらを公開したとしても、個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

ウ これらは、本件贈収賄事件に関して、米子市政に対する不信感を払しょくするために有用な情報であり、公開することに公益性がある。

エ 金品を受け取った時期及び回数について、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があるとして実施機関は主張しているが、その根拠が明らかではない。どのような情報と照合すると個人が識別されるのか具体的に示すべきである。

(2) 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称については、以下の理由により公開すべきである。

ア 当該根拠資料は、今回の贈収賄事件により懲戒処分となった元職員の代理人弁護士が米子市公平委員会へ提出した反論書の添付書類（以下「公平委員会への

提出書類」という。)である可能性が非常に高い。それならば、入手先である当該代理人弁護士に、これらを公にすることに関して同意を求めた上で公開すればよい。

イ 当該根拠資料が公平委員会への提出書類であるならば、これらを公開して、入手方法及び入手先が明らかになったとしても、実施機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼすとは認められない。

ウ 当該根拠資料は、本件贈収賄事件に関して、米子市政に対する不信感を払しょくするために有用な情報であり、公開することに公益性がある。

エ 当該根拠資料は、事業者からの金品の送りつけを受けた先が明確になる資料であると考えられる。その送り先には米子市の職員その他、議員も含まれているといわれている。これらを公開したとしても、当該米子市の職員及び議員が金品の送りつけに対してどのように対処したのか等を弁明する機会を与えられれば、当該米子市職員及び議員の権利利益を害されることはない。

5 実施機関の主張の趣旨

実施機関の主張の趣旨は、次のとおりである。

(1) 所属名、職名、氏名並びに金品を受け取った時期及び回数については、以下の理由により非公開としたものである。

ア 条例第7条第1号ただし書ウのとおり、公務員の個人に関する情報で公開対象となるものは、職務の遂行に係る情報に含まれる職、氏名、及び職務遂行の内容に係る情報(当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)である。この職務の遂行に係る情報とは、公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。今回の金品の送りつけに係る記録に含まれる所属名、職名、氏名並びに金品を受け取った時期及び回数は、所掌する事務を遂行したことにより記録された情報とはいえないから、これらを公務員の職務の遂行に係る情報であるから公開すべきであるとする請求人の主張には理由がない。

イ よって、所属名、職名及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することとなるため、条例第7条第1号本文に該当する。

ウ また、金品を受け取った時期及び回数は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される可能性があるため、同じく条例第7条第1号本文に該当する。

(2) 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称については、以下の理由により非公開としたものである。

ア 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称は、公にすることにより、当該根拠資料の入手方法及び入手先が明らかになり、それに係る特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第1号に該当する。

- イ 当該根拠資料は、平成28年8月に金品の送りつけについての職員に対する事情聴取を行うにあたり、その対象者を特定する根拠となった資料である。これを公にすることにより、事情聴取の対象となった職員個人が特定された場合、当該個人が違法なことをしていないにも関わらず、業者や関係者から疑いの目を向けられ、当該個人の信用性が落ち、市の業務を行う上で著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第7条第7号カに該当する。
- ウ 当該根拠資料の名称は、公にすることにより、当該根拠資料の入手に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第7条第7号カに該当する。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、平成29年2月16日、条例第17条第1項に基づき、本件審査請求について当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件審査請求に係る公文書は、3月聴取結果、8月聴取結果及び当該根拠資料である。3月聴取結果及び8月聴取結果は、本件贈収賄事件を受け、実施機関が平成28年3月及び同年8月に実施した、職員に対する事情聴取の結果を記し、作成した文書である。当該根拠資料は、実施機関が事務の過程で取得した文書であり、平成28年8月の事情聴取を行う対象者を特定する根拠となった資料である。

本件審査請求について、当審査会において判断すべき点は、上記の公文書に係る実施機関の一部公開決定処分及び非公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。したがって、当審査会では、本件処分の対象となった公文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施した上で検証し、本件処分に対し、請求人が開示を求めている部分（以下「非公開部分」という。）について、次の3点を争点として個別に検討し審査を行った。

- ① 3月聴取結果及び8月聴取結果のうち、所属名、職名及び氏名が、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するかどうか。
- ② 3月聴取結果及び8月聴取結果のうち、金品を受け取った時期及び回数が、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するかどうか。
- ③ 当該根拠資料に記載された内容及び当該根拠資料の名称から、当該根拠資料の入手方法及び入手先が明らかになることにより、それに係る特定の個人が識別されることになり、条例第7条第1号の規定に該当するかどうか。また、当該根拠資料及び当該根拠資料の名称を公にすることにより、条例第7条第7号カの規定のとおり、実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認め

られるかどうか。

(3) 争点に対する判断

ア 所属名、職名及び氏名の条例第7条第1号該当性について

(ア) 条例第7条第1号に該当する非公開情報とは、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と明記されているが、例外的に公開すべき情報として規定されているものの中に、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。）」（同号ただし書ウ）、「個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）がある。

(イ) 所属名、職名及び氏名は、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。請求人は、これらについて、公務員の職務の遂行に係る情報であるから、公開すべきであると主張する。

そこで、これらの情報が条例第7条第1号ただし書ウに該当するか否かを検討した。

米子市情報公開条例逐条解説（以下「逐条解説」という。）では、公務員の職務遂行に係る情報について、「特定の公務員を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、市の説明責任の観点から、」「当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、個人に関する情報には含めないものとする。」としている。また、逐条解説では、公務員の職務遂行に係る情報とは、「公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報」であるとしている。

請求人は、倫理規程第6条第4号により、職員は関係事業者から金品等の贈与を受けてはならない旨が定められているのであるから、今回の金品の送りつけに対して公務員の職務として対応しなければならないこと、また、今回の金品の送りつけについては事業者側が送りつけをする相手が公務員であるということを前提に送ってきていることを理由に、所属名、職名及び氏名は、公務員の職務に関連しての行為の結果の情報であると主張する。

米子市の職員が倫理規程を遵守することは当然である。しかし、倫理規程によって関係事業者から金品の贈与を受けることが禁じられているからといって、金品の送りつけを受けること及び金品の送りつけに対し現物の返却等の対応をすることが、今回の金品の送りつけを受けた職員（以下「当該職員」という。）の「組織上の地位に基づいて所掌する事務」であるとはいえない。

また、金品の送りつけをした事業者側の意図がいかなるものであろうと、金品の送りつけを受けることが、当該職員の「組織上の地位に基づいて所掌する事務」に含まれているとは考えられない。

したがって、今回の金品の送りつけに係る記録に含まれる所属名、職名及び氏名は条例第7条第1号ただし書ウに該当しないから、請求人の主張は採用できない。

(ウ) また、請求人は、送りつけの有無及び送りつけを受けた後の対応に関して、実施機関が倫理規程に照らしても何ら問題はないと公の場で発言していることから、所属名、職名及び氏名を公開したとしても、個人の権利利益を不当に害するおそれはないと主張している。しかし、当該職員の行動が倫理規程に照らして問題がないからといって、前述のとおり、これらは公務員の職務遂行に係る情報に該当するとはいえないのであるから、これを公開すべきであるとはいえない。

(エ) さらに、請求人は、所属名、職名及び氏名は、本件増収賄事件に関して、米子市政に関する市民の不信感を払しょくするために有用な情報であるから、公開することに公益性があると主張する。

そこで、これらの情報が、条例第7条第1号ただし書エに該当するか否かを検討した。

仮に、所属名、職名及び氏名を公にした場合、当該職員が事業者から金品の送りつけを受けたこと又は当該職員が事業者から金品の送りつけを受けたという趣旨の情報が当該根拠資料に記載されているということが、氏名等とともに明らかになることとなる。そうなれば、当該職員が、この金品の送りつけに対し現物を返却するなど倫理規程に照らして問題がない対応をし、又は、金品の送りつけ自体を否定したとしても、市民や周囲の職員から、公務員として不適切な行為を行ったのではないかと誤認され、公務員としての資質に疑いを持たれる可能性が否定できず、当該職員の権利利益を不当に害するおそれがあるといわざるを得ない。本件増収賄事件に関して米子市政に関する市民の不信感を払しょくするために、当該職員にこのような不利益を甘受すべきであるとまではいえない。

よって、所属名、職名及び氏名は、条例第7条第1号ただし書エに該当しないから、請求人の主張は採用できない。

(オ) 以上のことから、所属名、職名及び氏名を条例第7条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(カ) ただし、8月聴取結果のうち、「事情聴取結果報告」の「別表」の表中、「現所属」欄の15段目、16段目及び17段目の記載部分については、職員の現所属名ではない。この部分についてのみ公開したとしても、特定の個人を識別することができるとは考えられず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、前述の記載部分については条例第7条第1号に該当する非公

開情報とは認められないため、公開すべきである。

イ 金品を受け取った時期及び回数の条例第7条第1号該当性について

(ア) 金品を受け取った時期及び回数は、上記アと同様に、公務員の職務遂行に係る情報には該当しないため、この点において請求人の主張は採用できない。

(イ) 一方、実施機関は、金品を受け取った時期及び回数について、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があるため、条例第7条第1号に該当すると主張する。

しかし、当審査会は、すでに上記アで所属名、職名及び氏名を非公開とすべきであると判断した。これを踏まえると、金品を受け取った時期及び回数を公開したとしても、この情報のみでは当該職員個人を特定できるとは認められない。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められない。

したがって、条例第7条第1号に該当するという実施機関の主張は採用できない。

(ウ) 以上のことから、金品を受け取った時期及び回数は、条例第7条第1号に該当する非公開情報とは認められないため、公開すべきである。

ウ 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称の条例第7条第1号該当性及び同条第7号カ該当性について

(ア) すでに述べたとおり、当該根拠資料は、平成28年8月の職員に対する事情聴取の対象者（以下「事情聴取対象者」という。）を特定する根拠となった資料であるから、当該根拠資料には、事情聴取対象者個人を特定することができる情報が記載されていることは明らかである。

請求人は、当該根拠資料は、事業者から金品の送りつけを受けた先が明確になる資料であり、本件増収賄事件に関して、米子市政に関する市民の不信感を払しょくするために有用な情報であるから、公開することに公益性があると主張する。さらに、請求人は、その送り先には米子市の職員及び議員が含まれていると考えられるから、これを公開したとしても、当該米子市の職員及び議員が、金品の送りつけに対してどのように対処したのか等を弁明する機会が与えられれば、彼らの権利利益が不当に害されることはない、むしろ、これを公開しなければ、彼らが正当な弁明をする機会が失われることとなると主張する。

そこで、当該根拠資料が、条例第7条第1号ただし書エに該当するか否かを検討した。

当該根拠資料を公にした場合、事情聴取対象者が事業者から金品の送りつけを受けたという趣旨の情報が当該根拠資料に記載されているということが、事情聴取対象者が特定される情報とともに明らかになることとなる。そうなれば、事情聴取対象者が、この金品の送りつけに対し現物を返却するなど倫理規程に照らして問題がない対応をした旨の弁明を行い、又は、金品の送りつけ自体を否定する機会を与えられたとしても、市民や周囲の職員から、公務員として不

適切な行為を行ったのではないかと誤認され、公務員としての資質に疑いを持たれる可能性が否定できず、事情聴取対象者の権利利益を不当に害するおそれがあるといわざるを得ない。本件増収賄事件に関して米子市政に関する市民の不信感を払しょくするために、事情聴取対象者にこのような不利益を甘受すべきであるとまではいえない。このことは、仮に、当該根拠資料に事情聴取対象者以外の個人を特定することのできる情報が記載されていた場合には、当該個人についても同様にいえることである。

よって、当該根拠資料は、条例第7条第1号ただし書エに該当しないから、請求人の主張は採用できない。

- (イ) 一方、実施機関は、当該根拠資料に記載された内容及び当該根拠資料の名称から、その入手方法及び入手先が明らかになることにより、それに係る特定の個人が識別されることになるから、条例第7条第1号に該当すると主張する。ここで実施機関がいう「特定の個人」とは、あくまで当該根拠資料の入手方法及び入手先から個人の情報が明らかになる者であって、事情聴取対象者ではないことに注意を要する。

当審査会は、実施機関から当該根拠資料の提示を受けて見分し、当該根拠資料及び当該資料の名称を公開した場合、実施機関が当該根拠資料を入手するに至った経緯及び入手先が容易に推察され、それにより実施機関が主張するところの特定の個人に関する情報が明らかになることと判断した。

- (ウ) 以上のことから、当該根拠資料及び当該根拠資料の名称を条例第7条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の処分は妥当であるから、これらの同条第7号カ該当性については判断しない。
- (エ) なお、請求人が審査請求書等で述べた当該根拠資料が公平委員会への提出書類であるか否かは、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成 29 年 2 月 16 日	・実施機関から審査会に対して諮問
平成 29 年 2 月 24 日 (本件に係る審査会第 1 回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明 ・審議
平成 29 年 2 月 27 日	・審査請求人に対して「関係資料」の提出を依頼 (1 回目)
平成 29 年 3 月 2 日	・実施機関に対して「関係資料」及び「意見書」の提出 を依頼 ・審査請求人から提出された「関係資料」を受付 (1 回目)
平成 29 年 3 月 15 日	・実施機関から提出された「関係資料」及び「意見書」 を受付
平成 29 年 3 月 17 日 (本件に係る審査会第 2 回目)	・「本件処分の対象となった公文書」に係るインカメラ 審査を実施 ・審議
平成 29 年 3 月 31 日	・実施機関へ意見聴取の日時を通知
平成 29 年 4 月 17 日 (本件審議に係る審査会第 3 回)	・実施機関からの意見聴取を実施 ・審議
平成 29 年 4 月 20 日	・審査請求人へ意見聴取の日時を通知 ・審査請求人へ口頭意見陳述の意向確認を通知 ・審査請求人へ「関係書類」の提出を依頼 (2 回目)
平成 29 年 4 月 27 日	・審査請求人から口頭意見陳述の「意向申請書」を受付 ・審査請求人から提出された「関係書類」を受付 (2 回目)
平成 29 年 5 月 22 日 (本件に係る審査会第 4 回)	・審査請求人による口頭意見陳述及び審査請求人からの 意見聴取を実施 ・審議

平成 29 年 6 月 9 日	・ 審査請求人へ「関係書類」の一部を返還
平成 29 年 6 月 26 日 (本件に係る審査会第 5 回)	・ 答申の検討
平成 29 年 7 月 10 日 (本件に係る審査会第 6 回)	・ 答申の検討
平成 29 年 7 月 20 日	・ 答申の決定

《 資 料 2 》

答 申

【諮問件名】

保有個人情報の不開示決定に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成29年4月27日付けで米子市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定処分（市起第94号-3。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人（以下「請求人」という。）が同年7月18日付けで行い、実施機関が同月19日付けで受け付けた、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却すべきである。

2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件開示請求

請求人は、平成29年4月19日、実施機関に対し、次の保有個人情報の写しの送付を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔開示請求をする保有個人情報〕

米子市に保有している開示請求者に係る「住民基本台帳事務等における支援措置申出書」の中の、請求者の氏名、生年月日、住所、その他等の自己情報全て

(2) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、平成29年4月27日、米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号。以下「本件条例」という。）第16条に基づき、次のとおり存否不応答による保有個人情報不開示決定処分を行い、請求人に通知した。

〔開示しない理由〕

住民基本台帳事務における支援措置申出書（以下単に「支援措置申出書」という。）には、支援措置申出者及び併せて支援を求める者（以下「支援措置申出者等」という。）並びに加害者の氏名等が記載されている。通常、支援措置申出者等と加害者とは互いに面識があるなど密接な関係にあると推測される。

したがって、仮に開示請求者以外の個人が支援措置申出者等であって開示請求者の氏名等が記載されている支援措置申出書が存在するとしても、それが存在しているか否かを答えるだけで、当該開示請求者以外の個人が支援措置申出を行ったか否かがわかることになり、開示することにより当該開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害することと認められる情報（本件条例第13条第5号に該当

する不開示情報)を開示したことと同じになるため。

(3) 本件審査請求

請求人は、本件処分を不服とし、平成29年7月18日付けで本件処分の取消しを求める審査請求を行い、実施機関は、同月19日付けでこれを受け付けた。

(4) 本件審査請求に対する弁明

実施機関は、平成29年9月6日付けで弁明書を作成し、これを請求人に送付した。

(5) 弁明に対する反論

請求人は、平成29年10月18日付けで、実施機関に反論書を送付し、実施機関は、同月19日付けでこれを受け付けた。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件処分の対象となった保有個人情報を開示するとの決定を求める。

4 請求人の主張の趣旨

請求人の主張の趣旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 存否不応答について

ア 本件処分に係る不開示情報は、支援措置申出者である〇〇氏(特定の個人)の個人情報である。しかし、請求人と〇〇氏との間で行われた民事裁判の訴訟資料において、実施機関は、加害者欄に請求人の個人情報が記載されている支援措置申出書(以下「〇〇氏申出書」という。)が存在していることを認めている。

イ また、請求人の夫と〇〇氏との間で行われた民事裁判の訴訟資料において、〇〇氏は、ストーカー行為を行っているのは請求人であって、請求人の夫ではないと裁判で明言しており、実施機関に対し「〇〇氏申出書」を提出したことを認めている。

ウ 一方、請求人の夫が、実施機関に対し、〇〇氏の戸籍の附票の写しを請求した際に、実施機関はこれを拒否した。実施機関は、拒否した理由について「支援措置申出書で加害者とされている者からの被害者に係る請求については、応じることができないため。」としていた。つまり、実施機関は、支援措置申出書の加害者欄に請求人の夫の個人情報も存在していることを認めている。

エ このように、〇〇氏のストーカー行為に関する主張は、一貫性及び信憑性がなく、虚偽の主張であることは明白である。

オ なお、〇〇氏の氏名、住所、本籍地等の個人情報については、裁判所の判決文及び訴訟資料から既に明らかになっており、既知の事実である。

カ 実施機関及び〇〇氏の双方が「〇〇氏申出書」の存在を認めていること、及び

〇〇氏の氏名等の個人情報既知の事実であるため、実施機関が不開示とする理由は存在せず、実施機関が懸念する、本件開示請求の対象となっている保有個人情報の存否を答えることで不開示情報を開示することにはならない。

キ 仮に、上記ア及びウで述べた実施機関の過去の回答が適正であるならば、本件開示請求の対象となっている保有個人情報の存否について回答する行為は不開示情報を開示することに当たるとして、開示を拒否する理由とすることはできない。

(2) 開示しない理由について

ア ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条において、「つきまとい等」について、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で」行われる行為であると規定されている。しかし、請求人は〇〇氏と同性であるため、ストーカーの定義には該当せず、請求人を加害者として指定することはあり得ない。

イ 実施機関は、弁明書において、〇〇氏のことを「開示請求者以外の個人」と表現したり「開示請求者本人以外の第三者」と表現したりしており、その認識に一貫性がなく、自己矛盾をきたしている。〇〇氏は支援措置の申出をした本人であり、当事者であるため、「第三者」ではない。

ウ 請求人と〇〇氏には面識がない。したがって、実施機関が開示しない理由として主張する「支援措置申出者等と加害者とは互いに面識があるなど密接な関係にある」は、全く事実と反しており、実施機関の一方的な推測に過ぎないものであるから、今回の開示拒否の理由とすることはできない。

(3) 本件開示請求の対象となっている保有個人情報の開示により〇〇氏の権利利益が害されるか否かについて

ア 請求人は今後、原告として、〇〇氏に対し裁判を提起する予定である。その際、仮に、〇〇氏が支援措置申出を行っていない、又は、支援措置申出を行っていたが、現在は行っていないと主張する可能性があるが、〇〇氏が支援措置申出をしていないことが明らかになった場合、本件開示請求による利益は〇〇氏が享受する。

イ 支援措置について被害者が警察へ相談した場合、警察は被害者から相談があった旨を明らかにしたうえで、加害者に対し警告等を行う。つまり、被害者は加害者に対してストーカー行為に対する措置を行ったことを隠す必要はなく、むしろ被害者が加害者に対して措置を取ったことを明らかにすることにより、加害者への抑止になる。したがって、支援措置の申出を行っていないことが明らかになったとしても、〇〇氏の権利利益が害されることはない。

(4) その他

ア 本件処分により、請求人の人権の一つである知る権利が侵害されている。また、

請求人が真実を究明し、自身の社会的名誉及び侮辱に対する法的権利を行使することが阻害されている。

イ 「〇〇氏申出書」には、ストーカー行為に対する客観的証拠や信憑性のある説明が一切ないにも関わらず、実施機関は毎年〇〇氏の支援措置延長の申出を許可している。

ウ 請求人は、「〇〇氏申出書」により加害者とされているため、自らの健康及び社会的名誉に係る被害が生じている。したがって、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第7条第1号イに基づき、自己情報の開示を求める。

5 実施機関の主張の趣旨

実施機関の主張の趣旨は、次のとおりである。

- (1) 本件審査請求は棄却すべきである。
- (2) 本件処分に係る不開示情報は開示請求者以外の第三者の個人情報であり、具体的には、氏名、住所、電話番号等である。これは、本件条例第13条第5号に定める開示請求者以外の個人の個人情報に該当し、開示することによって、第三者のプライバシーという正当な権利利益を害することになると言える。また、本件処分以外の処分等や事実関係に基づき本件処分を決定する条項が本件条例にはなく、不開示情報を開示することはできない。よって、「不開示とする理由は存在しない」という請求人の主張は不当である。
- (3) 支援措置は、支援措置申出者等の生命財産に関わる重大な事故の防止を趣旨としており、支援措置申出者の住所をドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等（以下「DV等」という。）の加害者（以下単に「加害者」という。）に知られないために、住民票の写し等の発行の制限をするほか、他業務においても情報漏えいのないように細心の注意を払う事務である。したがって、支援措置申出書は個人情報の中でも特に秘匿性の高い情報を有する文書である。

この支援措置申出書の特殊性により、支援措置申出者等及び加害者が互いを認識していることは十分考えられる。

仮に請求人が支援措置申出書中の加害者であるとする、当該支援措置申出書が存在するが不開示という決定では、加害者に対し、支援措置申出者等が支援措置申出書を提出していることが判明してしまう。支援措置申出者等が誰であるかを加害者に推測されると、氏名は把握され、少なくとも当該支援措置申出書が提出された時点では当該支援措置申出者等の住所が米子市にあったことが判明してしまい、不開示情報を開示することと同じことになる。

この場合、本件条例第16条に基づき開示請求を拒否することができ、本件処分でもこれを適用した。これについても、上記(2)と同様に、本件処分以外の処分や事実を考慮に入れて処分を行う条項が本件条例にはない。よって、「不開示情報を

開示することに当たるとして、開示を拒否することはできない」という請求人の主張は不当である。

- (4) 上記(3)で述べた支援措置の特殊性により、DV等の被害者(以下単に「被害者」という。)と加害者との間には、親子、兄弟、夫婦、恋人同士その他の人間関係が成立している可能性が極めて高い。仮に加害者に支援措置申出書の存在が発覚した場合、被害者の存在に見当がついてしまうことは社会通念上考えられる推測であり、事実がどうであっても、本件条例第16条により開示を拒否する理由を満たすには十分である。よって、支援措置申出者等と加害者とが密接な関係にあると推測されるという点について「実施機関の一方的な推測に過ぎないものであり、今回の開示拒否の理由とすることはできない」とする請求人の主張は不当である。
- (5) 本件開示請求に対し、その対象となる支援措置申出書の存在を明らかにして回答した場合、今後、支援措置申出制度を受けようとする者が安心してこの制度を利用できなくなる。
- (6) その他の請求人の主張については、本件処分とは別の処分又は本件とは関係のない事実に係るものであり、本件審査請求の争点とは無関係であると考える。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、平成29年11月13日、本件条例第29条第1項に基づき、本件審査請求について当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件審査請求に係る保有個人情報、実施機関が保有する支援措置申出書に記載された請求人の個人情報である。

本件審査請求について当審査会において判断すべき点は、本件開示請求に対し存否不応答として不開示とした本件処分に違法性又は不当性があるか否かである。したがって、当審査会では、次の2点を争点として審査を行った。

- ① 本件処分の対象となった保有個人情報に、本件条例第13条第5号に規定する不開示情報が含まれるか否か。
- ② 本件処分の対象となった保有個人情報に不開示情報が含まれる場合、当該保有個人情報の存否を答えることが当該不開示情報を開示することと同様の結果をもたらすものであり、本件条例第16条に該当するものとして、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが妥当か否か。

なお、本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書の記載から、請求人が開示を求めている保有個人情報は、請求人の氏名等が支援措置申出者等又は加害者のものとして記載された支援措置申出書であると解される。ただし、請求人の一連の主張から、請求人は、請求人が加害者として記載されている支援措置申出書（以下「本件文書」という。）に限定して請求したものと認められるため、以下これを前提として判断する。

(3) 争点に対する判断

ア 支援措置申出制度について

支援措置申出制度は、被害者が、市区町村長に対して住民基本台帳事務における支援措置の実施を求める申出を行うことにより、市区町村長が、加害者からの被害に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出があった場合、これを制限する措置を行う制度である。この制度は、加害者による被害者の現住所の探索を防止することにより、被害者の保護を図ることを目的としている。

実施機関から聴取したところ、支援措置申出制度における一般的な事務の流れは、おおよそ次のとおりである。

支援措置申出制度を利用するに当たり、被害者は、相談機関（警察署又は児童相談所等）にDV等の被害について相談し、支援措置申出書に相談機関からの意見の記入及び押印を受け、この支援措置申出書を現住所地の市区町村長に提出する。

これを受けた市区町村長は、相談機関に対し支援措置の必要性を確認したうえで、支援措置の決定を行う。また、当該市区町村長は、支援措置を決定した場合、申出内容に応じて、前住所地や本籍地等の他の市区町村においても同様の措置が施されるよう、当該他の市区町村長に対して当該支援措置申出書の写しを転送する。

市区町村長は、支援措置申出者等に関する住民票の写し等の交付等について加害者から請求があった場合、原則としてその請求を拒否する。また、加害者及び支援措置申出者等以外の第三者からの請求があった場合は、加害者が当該第三者になりすまして行う請求や加害者から依頼を受けた当該第三者からの請求に対する住民票の写し等の交付等を防ぐために、請求者に対する本人確認及び利用目的等について厳格に審査を行う。

なお、支援措置の期間は1年である。

イ 本件条例第13条第5号該当性について

本件条例第13条は、実施機関には開示請求に係る保有個人情報を原則として開示する義務があることを明らかにするとともに、同条各号に該当する不開示情報が当該保有個人情報に含まれている場合には、これを開示しないことができることを定めたものである。そして、本件条例第13条第5号は、開示請求者以外の個人の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該個人

の正当な権利利益を害することとなると認められるものを不開示情報として掲げている。

そこで、仮に実施機関が本件文書を保有している場合、これに記載されている情報が、本件条例第13条第5号に規定する不開示情報に該当するか否かについて検討する。

支援措置申出書には、支援措置申出者等及び加害者の氏名、住所、生年月日等の記載項目があり、仮に請求人が加害者として記載されているとすれば、請求人以外の個人である支援措置申出者等の氏名等も記載されていることとなる。したがって、実施機関が本件文書を保有しており、これを開示した場合、請求人は、次の情報を得ることとなる。

(ア) 支援措置申出者等を識別することができる氏名、住所、生年月日等

(イ) (ア)により特定される支援措置申出者が請求人を加害者として支援措置申出を行ったという事実

(ウ) (ア)により特定される支援措置申出者の現住所地、前住所地、本籍地又は前本籍地のいずれかが米子市であるという事実

これらの情報は、当該支援措置申出者にとって、本件文書において加害者とされている請求人に知られることを想定していないものであって、被害者の保護を図るという支援措置申出制度の目的に鑑みれば、明らかにすることができない情報であると言ふべきである。

以上のことから、本件文書に記載されている情報は、請求人以外の個人の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害することとなると認められるため、本件条例第13条第5号に該当する。

ウ 本件条例第16条該当性について

保有個人情報の開示請求に対しては、当該開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにしたうえで開示決定等を行うことが原則である。本件条例第16条は、その例外として、開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにするだけで、本件条例第13条各号に規定する不開示情報を開示することとなる場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができることを定めている。

実施機関は、本件文書が存在するか否かを答えるだけで、本件条例第13条第5号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、存否不応答による不開示決定を行った。そこで、当審査会は、本件審査請求の審査に当たり、開示請求に係る保有個人情報は原則開示するという本件条例の趣旨に則り、本件条例第16条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立ち、これについて検討した。

仮に実施機関が本件文書を保有しており、これを明らかにして請求人に回答する場合、上記イで述べたとおり本件文書には本件条例第13条第5号に規定する不開示情報が含まれることから、「不開示」と回答することとなる。このとき、請求人は、次の情報を得ることとなる。

(ア) 特定されない個人である支援措置申出者が請求人を加害者として支援措置申

出を行ったという事実

(イ) 特定されない個人である支援措置申出者の現住所地、前住所地、本籍地又は前本籍地のいずれかが米子市であるという事実

これらの情報は、いずれも特定されない個人についてのものであるから、通常、これらの情報から直ちに特定の個人を識別することはできない。しかしながら、本件文書において加害者とされている請求人がこれらの情報を知った場合、容易に、かつ高い確実性をもって、自分を加害者として支援措置申出を行った当該特定されない個人が誰であるかを推定することが可能であると考えられる。したがって、請求人にとっては、これらの情報は特定の個人を識別することができる情報であると言わざるを得ない。よって、「不開示」という回答は、上記イで述べた本件条例第13条第5号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果をもたらすこととなるから、「存否不応答」と回答する必要がある。

また、仮に実施機関が本件文書を保有しておらず、これを明らかにして請求人に回答する場合、「不存在」と回答することとなるが、そうなると、前述の「存否不応答」という回答がなされた場合には、そのこと自体が本件文書を実施機関が保有していることを示すこととなり、「存否不応答」と回答することの意味が失われる。このため、実施機関は、本件文書を保有しているか否かに関わらず、一律に「存否不応答」と回答しなければならない。

以上のことから、本件文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件条例第13条第5号に規定する不開示情報を開示することとなると認められるため、本件条例第16条に該当する。

エ 本件条例第13条第6号及び第16条該当性について

本件文書の本件条例第16条該当性については、上記ウで述べたとおりであるが、実施機関は、当審査会の意見聴取に際し、本件開示請求に対し本件文書の存否を明らかにして回答した場合、今後、支援措置を受けようとする者が安心して支援措置申出を行えなくなるといった趣旨の説明を行った。これは、本件文書が存在するか否かを答えるだけで本件条例第13条第6号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となるから、本件条例第16条に該当するとの主張であると解される。よって、当審査会はこれについて検討した。

本件条例第13条第6号は、情報公開制度との整合性を確保する観点から、開示請求に係る保有個人情報、米子市情報公開条例第7条第2号から第7号までに規定する非公開情報に該当する情報であって、開示請求者に開示しないことが適当であると認められるものである場合に、これを不開示情報とすることを定めたものである。そして、米子市情報公開条例第7条第7号カは、市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものを非公開情報として定めている。

実施機関が支援措置申出者以外の者に対して支援措置申出書を開示し、又はその存否を明らかにするという事は、もとより支援措置申出者の想定しないこと

ろである。仮にそのようなことがあれば、加害者が当該支援措置申出者の現住所等を探索する端緒となり、さらには当該支援措置申出者と接触するに至る可能性を否定できず、支援措置申出制度の目的である被害者の保護を図ることが困難となる。

さらに、そのような前提があれば、被害者の支援措置申出制度に対する信頼を損ねることに加え、被害者が支援措置申出自体を回避又は躊躇することとなり、この制度そのものを形骸化させるおそれがある。

したがって、本件文書を開示し、又はその存否を明らかにして回答した場合、市が行う支援措置申出制度に係る事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

以上のことから、仮に実施機関が本件文書を保有している場合、これに記載されている情報は、米子市情報公開条例第7条第7号カに規定する非公開情報に該当する情報と言うべきであり、これを請求人に開示すべき特別の事情も存在しないので、本件条例第13条第6号に規定する不開示情報に該当する。さらに、本件文書の存否を明らかにした場合、当該不開示情報を開示することと同様の結果をもたらすと認められるため、本件条例第16条に該当する。

オ 請求人のその他の主張について

請求人は、請求人又は請求人の夫と〇〇氏との間で行われた裁判の判決文及び訴訟資料並びに実施機関が請求人の夫に対して行った戸籍の附票の写しの不交付決定処分を根拠とした主張を述べる。しかしながら、これらの主張は、支援措置申出制度の運用又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく処分の是非に関するものであり、当審査会の権限の範囲外となることから、審査の対象とすべきものではないと判断した。

(4) 結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成 29 年 11 月 13 日	・ 実施機関から審査会に対して諮問
平成 29 年 12 月 7 日 (本件に係る審査会第 1 回目)	・ 事務局職員による審議内容に係る説明 ・ 審議
平成 29 年 12 月 18 日	・ 実施機関へ意見聴取の日時を通知 ・ 請求人へ口頭意見陳述の意向確認及び実施予定日時を通知
平成 29 年 12 月 25 日	・ 請求人から提出された口頭意見陳述の意向確認に対する「回答書」を受付
平成 29 年 12 月 28 日	・ 実施機関に対して「関係資料」の提出を依頼 ・ 実施機関から提出された「関係資料」を受付
平成 30 年 1 月 12 日	・ 請求人から提出された「意見書」を受付
平成 30 年 1 月 18 日 (本件に係る審査会第 2 回目)	・ 実施機関からの意見聴取を実施 ・ 審議
平成 30 年 2 月 8 日 (本件に係る審査会第 3 回目)	・ 答申の検討
平成 30 年 2 月 13 日	・ 答申の決定

平成29年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
(平成30年6月発行)

米子市総務部総務管財課情報公開係
〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

TEL 0859-23-5324

FAX 0859-23-5390

Email somu@city.yonago.lg.jp